様式第1号(第5条関係)

揖斐川町長　様

年　　　月　　　日

岐阜県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金交付申請書兼請求書

　地方就職支援金の交付を受けたいので、岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、交付決定がされた場合は、交付決定額を交付決定日付けで請求します。

1　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |
| 大学(院)・学部 |  | | |

2　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 会場住所 |  |
| 就職活動日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 内定日 | 年　　　　月　　　　日 | |

3　就職活動に伴う移動費用(往復交通費)　　　　　　　　　　　　　　【交通費申請の場合に記入】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| (バス停名・駅名・空港名など) | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

4　移住に伴う移転費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【移転費申請の場合に記入】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 移住元市町村 | 移住先市町村 | 費用 |
|  |  | 揖斐川町 |  |

5　移住前の住所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | |
| 住民票の所在  (いずれかに〇) |  | 移住前住所に住民票を移動させていた。 |
|  | 移住前住所に住民票を移動させていなかった（揖斐川町に元からある）。 |

6　各種確認事項　(該当する欄に○を付けてください)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | A．誓約する |  | B．誓約しない |
| 別紙2「岐阜県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | A．同意する |  | B．同意しない |
| 転入日から5年以上継続して、揖斐川町に居住する意思について |  | A．意思がある |  | B．意思がない |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係について |  | A．関係を有する者  ではない |  | B．関係を有する者  である |
| 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格の有無について |  | A．左記のいずれか  に該当する |  | B．左記のいずれに  も該当しない |

※各種確認事項のB．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

7　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行・信用金庫  信用組合・農協 | | 本店・支店  出張所  本所・支所 | |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | 支店コード・口座番号 | |  |
| フリガナ |  | | | |
| 口座名義人 |  | | | |

※申請者と同一名義の口座を記入してください。

添付書類（添付した書類にはチェックを付けてください。）

□写真付き身分証明書の写し

□卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から１年以内のもの。）

□就職活動等にかかる経費（交通費）、移住にかかる経費（移転費）の領収書（移転費の場合は、最低限の費用であることがわかる書類をあわせて添付）

□就職先企業等による就業（内定）証明書（様式第2号）

□移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込

　明細や引き落とし履歴をあわせて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等のうちいずれか。ただし、申請者本人の東京圏での居住との関係が確認できるものに限る。）

□地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるもの。）

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード(岐阜県及び揖斐川町使用欄) |  |

（様式第1号　別紙1）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び揖斐川町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）交通費の申請日から１年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業等へ就業しなかった場合：全額

（２）交通費の申請日から１年以内に、揖斐川町に転入しなかった場合（ただし、申請日に既に揖斐川町に住民票がある場合を除く）：全額

（３）就業開始日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱第４条第３項の要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く）：全額

（４）揖斐川町への転入日、岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱第４条第３項第１号の要件を満たす企業等への就業開始日または地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から３年未満に揖斐川町以外の市区町村に転出した場合：全額

（５）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全　　額

（６）揖斐川町への転入日、岐阜県地方就職学生支援事業における揖斐川町地方就職支援金交付要綱第４条第３項第１号の要件を満たす企業等への就業開始日または地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に揖斐川町以外の市区町村に転出した場合：半額

３　地方就職支援金の支給を受けた後に実施される揖斐川町からの確認により、現況の報告を求められた場合にはそれに応じます。

（様式第1号　別紙2）

岐阜県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

　岐阜県及び揖斐川町は、岐阜県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びこの法律の施行のために岐阜県や揖斐川町が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、岐阜県及び揖斐川町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。